

総務委員会資料

2 陳情の審査

(1) 陳情第52号

羽田新飛行ルートで想定される事故対策に関する
陳情

資料 羽田新飛行ルートに関する事故対策等について

参考資料 川崎石油コンビナート地域の避難計画について

令和6年5月28日

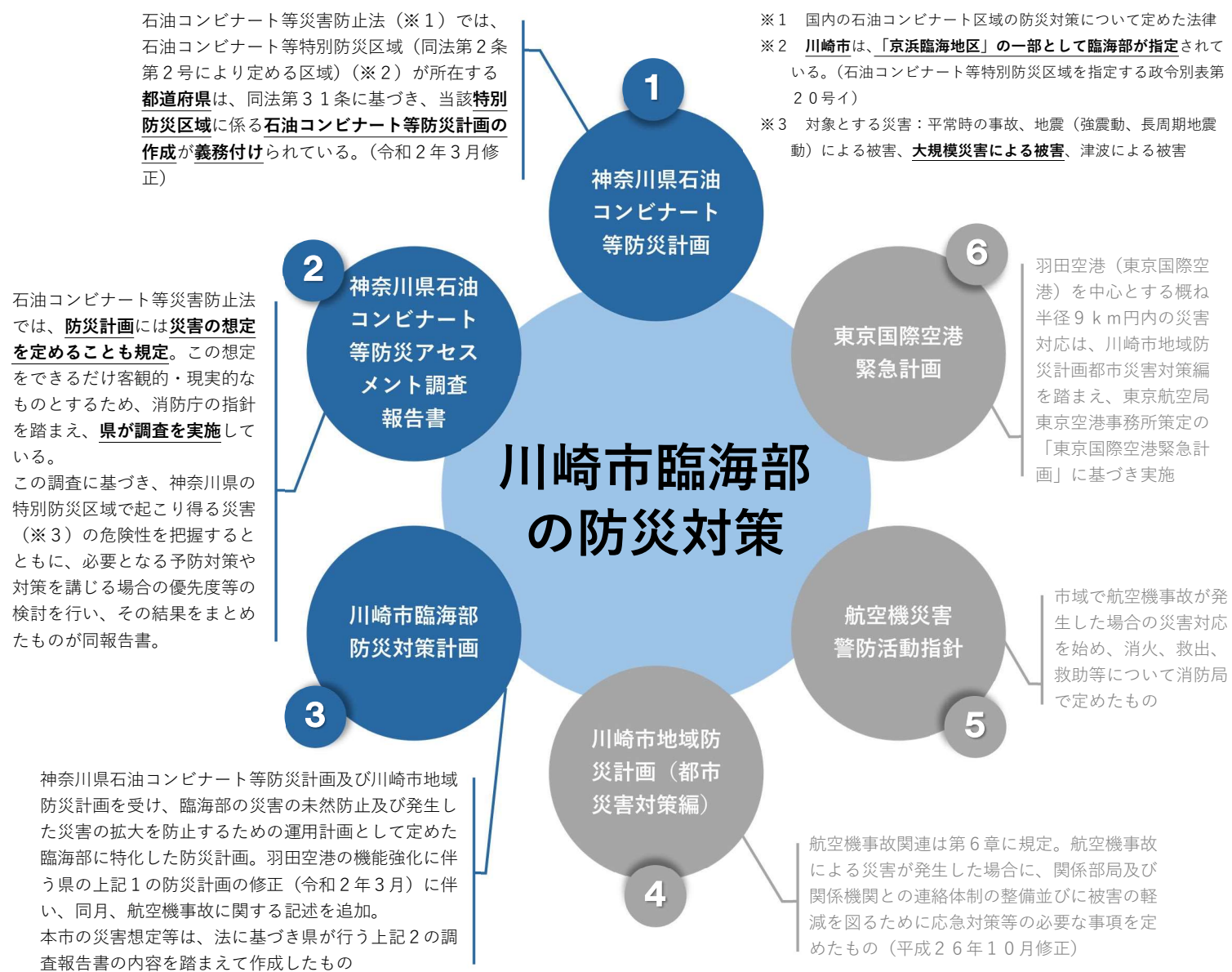
危機管理本部

羽田新飛行ルートに関する事故対策等について

01 陳情に至る経緯・概要

- 首都圏の国際競争力強化等に向けた羽田空港（東京国際空港）の機能強化に伴い、令和2年3月29日から新飛行ルートの運用開始
- 新飛行ルートの運用開始に伴い、羽田空港に離陸する航空機が川崎石油コンビナート地域上空を飛行開始（同地域上空の飛行を原則として避けるとしていた昭和45年11月発出の国の通知は見直し）
- コンビナートで事故が起きたときの被害想定や避難計画の作成、及びこれらに関する住民説明会の開催を要旨とする本陳情の提出（令和6年3月11日受理）
- 本件陳情と同要旨を含む陳情第47号（令和2年2月20日受理）及び陳情第113号（令和3年12月17日受理）は、いずれもまちづくり委員会に諮られ、継続審査とされた後、令和5年3月の任期末の議会で審査を終了しなかったため、審議未了廃案となっている。

02 本件に関連する規定等（主に航空機事故に関するもの）



03 羽田新飛行ルートに関わる国等のこれまでの主な取組・対応

国	・大師地区町内会連合会内に設置された航空機対策協議会に説明を19回実施 ・その他、大師地区東部の町内会や臨海部企業等にも適宜情報提供を実施 ・東京空港事務所と本市による「<u>川崎市臨海部における航空機による災害等の防止に係る連絡会</u>」を設置し、災害予防等に関する情報交換（年2回）や、航空機事故の発生に起因する図上訓練（年1回）を実施する等連携を強化 ・<u>落下物防止対策基準の改正による更なる対策の強化</u> ・ホームページに加え、チラシによる定期的な運用情報の提供を実施
神奈川県	・羽田空港の機能強化に伴い、令和2年3月に<u>神奈川県石油コンビナート等防災計画を修正</u>（昭和45年11月発出の国の通知の見直し内容を反映） ・神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査については、大規模災害を想定した評価を行っており、<u>大規模災害には航空機の墜落や落下物による災害も含まれている</u>との認識から改めての<u>アセスメント調査は実施しない</u>。（令和3年9月17日 知事）
市	・川崎石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについて、その前提となる<u>安全性の確保や事故・災害時の更なる対応強化</u>に関し、具体的な内容を示すとともに、<u>責任を持ってその対応を行うこと等について国へ要望</u> ・<u>上記要望に対する着実な取組を求め、対応状況を今後も確認</u> ・令和2年3月の神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正に伴い、同月、<u>川崎市臨海部防災対策計画に航空機事故の災害防止の記述を追加</u>（川崎市地域防災計画（都市災害対策編）には、従前から航空機事故関連の記載あり） ・川崎区自主防災組織連絡協議会等において臨海部の防災対策を周知するとともに、今後も国、県、事業所等とも連携して対応

04 陳情に対する本市の見解

1 被害想定の実施 2 避難計画の作成 3 住民説明会の開催

川崎市臨海部防災対策計画の被害想定基礎データとなる神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査では、大規模災害に航空機の墜落や落下物も含まれるとの認識が示されている。

川崎市臨海部防災対策計画では、大規模災害の場合の被害も想定しており、その避難計画として、臨海部のエリアや施設の種別ごとに域外避難や屋内避難などの避難方法、避難先等を記載している。

これまでの計画等については、市民や事業所の方々が参加する様々な会議にて説明する等、あらゆる機会を活用して周知を図ってきたところ。避難が必要になった場合には、身の安全と冷静な行動が求められることから、引き続き機会を捉えた周知に努めていく。

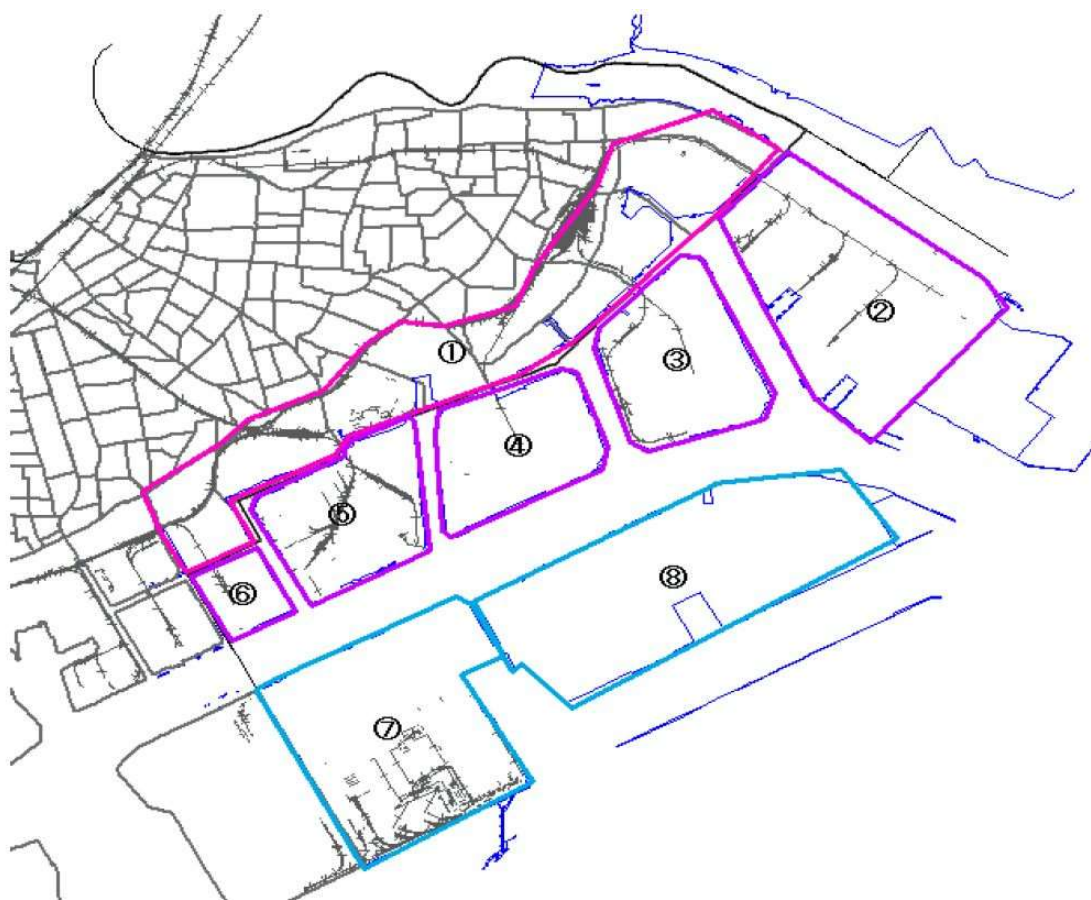
今後、国等で新たな動きがあった場合には適切に対応するとともに、引き続き県や東京空港事務所と連携強化を図り、臨海部の防災対策を進めていく。

川崎石油コンビナート地域の避難計画について

【川崎市臨海部防災対策計画（第4部応急対策 第4章避難対策）から避難計画の一部を要約・抜粋】

隣接地域へ影響が及ぶ可能性のある災害については、川崎石油コンビナート地域を
下図の①～⑧の **8つのエリア** に区分し、各エリアで **影響評価や避難対象地域等を整理**

川崎石油コンビナート地域



【大規模災害の場合のエリア④の例】（項目等一部抜粋）

施設諸元	高圧ガスタンク（貯蔵：プロパン）	
避難を要する事態	大規模災害（BLEVE）	
影響の評価指標（基準値）	放射熱（11.6kJ/m ² s）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物	
最大影響距離	域外避難：1,001m 屋内避難：5,198m	
避難対象地区（域外避難）	地区名	千鳥町、東扇島、水江町、夜光3丁目
避難対象地区（屋内避難）	地区名	川崎区及び幸区の一部（実際の計画内では、町丁目単位の地区で表示）
影響範囲内の避難先	学校等（実際の同計画内では、各学校名等で表示） ※屋内避難の対象地域内に所在する避難所をいう。	
留意事項	・域外避難を行う場合には原則として徒歩によるものの、災害発生施設周辺については車両等により迅速に避難場所へ移動する。 ・屋内避難を行う場合には、できる限り頑強な建物内に避難するとともに、窓から離れて、部屋の中央に移動する。	